

高校等の教育費を支援します！

対象世帯

①と②または①と③の該当世帯

- ① 令和5年4月の新入生で、就学支援金の支給対象となる生徒
※特別支援学校高等部生徒および児童入所施設入所生徒を除く
- ② 非課税世帯、生活保護受給世帯
※住民税の納税通知や特別徴収税額の決定通知、課税証明書で確認
- ③ コロナ禍で収入が激減した世帯

返還
不要

鳥取県高校生等奨学給付金

県では、高校生活にかかる授業料以外の教育費（教科書、制服購入費等、PTA会費等）を支援する「鳥取県高校生等奨学給付金」制度の利用を呼びかけています。対象は、住民税非課税および生活保護受給世帯ですが、課税世帯でもコロナ禍で収入が激減した場合、収入額によって給付対象になる場合があります。いずれも返還不要です。

概要

「鳥取県高校生等奨学給付金」は、上記の世帯を対象に、収入に応じて給付されます。入学後、7月に申請すると10～12月に1年分をまとめて受給できます。

7月
申請

審査

10～12月
給付

※給付時期は各学校で決定

申請方法

県内の学校へ進学した場合

入学後、学校から案内があります。

県外の学校へ進学した場合

5月末までに下記問合先にお問い合わせください。保護者が県外に住んでいる場合、在住の都道府県で手続きが必要です。

給付額例 (R4)

世帯状況	国公立	私立
非課税世帯（第1子） 【全日制・定時制】	114,100円	134,600円
非課税世帯（第2子以降） 【全日制・定時制】	143,700円	152,000円
非課税世帯 【通信制・専攻科】	50,500円	52,100円
生活保護受給世帯 【専攻科以外】	32,300円	52,600円

【問合先】 鳥取県教育委員会 人権教育課育英奨学室 ☎ 0857-26-7541

Email : jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp

Q&Aはこちら

